

平成 26 年 5 月 31 日

愛媛県知事 中村時広様

愛媛県における「受動喫煙防止条例」制定のお願い

NPO 法人禁煙推進の会えひめ

<http://uen2003ehime.com/>

会長 豊田茂樹

〒791-1501 愛媛県上浮穴郡久万高原町上黒岩 2920 番地

TEL 0892-56-0908 FAX 0892-50-1650

e-mail nosmoke_mikawa@utopia.ocn.ne.jp

謹啓

陽春の候、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

私どもの「NPO法人禁煙推進の会えひめ」は、喫煙の及ぼす有害性と禁煙の必要性を鑑み、禁煙推進事業に広く取り組んでいる NPO 法人で、現在、約 200 名の会員で活動しております。

さて、本県におきましては、日頃から県民の健康につきまして多分なご配慮をたまわり県民としてたいへん感謝いたしております。しかしながら、健康に多大な影響を及ぼす喫煙への対策すなわち禁煙推進に関しては残念ながら本県は後進県といわざるを得ません。職場の受動喫煙に苦しむ多くの方々の声が本会に多く寄せられております。2010 年、厚生労働省は、少なく見積もって年間 6,800 人という膨大な数の非喫煙者が受動喫煙で死亡していると推定しました。受動喫煙は、非喫煙者の命を奪うだけでなく、重い体調不良をもたらし、健康な人生と生活の糧を奪うという憲法の基本的な人権をも脅かすものです。平成 15 年 5 月に施行された「健康増進法（受動喫煙防止法）」および平成 17 年 2 月に発効された「たばこ規制枠組条約」に従い、2012 年の神奈川県施行に続き、2013 年には兵庫県で「受動喫煙防止条例」が制定されましたが、飲食店業界の反対により、残念ながら県民の健康を本当に考えた完全な受動喫煙防止条例になっておりません。本県におきましては、県民の受動喫煙被害防止を第一に考え、早急にこの神奈川県や兵庫県を超える「例外なき受動喫煙防止条例」を制定・施行していただければ、とお願い申し上げます。

ご多忙中のところ、まことに恐縮ではございますが、よろしくご検討をたまわりますようお願い申し上げます。

敬白

【参考】

健康増進法（受動喫煙防止法）

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14H0103.html>

たばこ規制枠組条約

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_17.html